

令和7年度予算編成方針

1 令和7年度予算における基本的な考え方

令和5、6年度を通じて、北九州市を再び成長軌道に乗せ、人と企業に選ばれる都市の実現に向け、「成長への再起動」に向けた施策を推進、言わば種まきを行ってきた結果、令和5年度の企業誘致における投資金額、件数が過去最高となるなど、その蒔いた種が続々と芽吹きはじめている。

令和7年度は、この動きを更に加速させるため、北九州市のアテンションを高め、「投資したくなる街」、「投資を呼び込む街」につながる政策へ一層の転換を図り、投資が投資を呼ぶアップスパイラル（好循環）を生みだしていく必要がある。

こうした中、日本の経済構造は、長引く物価高、賃上げ機運の高まり、日銀の政策変更による金利ある世界への回帰など大きな転換期にあり、これらが財政面では著しい歳出の膨張圧力となり、政策経費に活用できる財源を大きく圧迫する現状である。

このような財政をめぐる厳しい環境の中、まず行うべきは、「財政の模様替え」であり、そのために限られた予算で成果を生むための「新たな発想への転換」、すなわち市政変革に基づく「創る改革」を推進しながら、新ビジョン、とりわけ3つの重点戦略の起点となる「稼げるまち」を実現していくための政策に重点化を図っていく。

こうした成長へ直結する政策へ転換することで、国内外から人や企業、投資を呼び込み、市内総生産や雇用者報酬の増加など経済成長を実現させ、その成長の果実により、市民の安全・安心な暮らしの確保・充実を図るとともに、財政の健全化を推進していく。

各局室長はこの方針の趣旨を十分に踏まえ、強いリーダーシップの下、予算編成に取り組むこと。

2 令和7年度予算における基本方針

(1) 3つの基本姿勢

令和7年度は、「財政の模様替え」を促進していくため、以下の3つを基本姿勢として、予算を編成する。

① ユーザー目線（マーケットイン）思考への転換

事業が供給者（行政）目線での内容、実施となっていないか、全ての政策についてユーザー目線（マーケットイン）思考であり方、効果を検証し、新たな時代の要請にこたえる事業内容、資源配分のあり方に見直していく。

②民の力を最大限引き出す政策への転換

従来型の公費の投入を中心とした政策の立案から、民間主導による、「新たな発想、アイデア、イノベーションで稼ぐ」、「これまで構築してきたハードにソフト（付加価値）を加えて稼ぐ」など、民の力を最大限引き出す政策へ転換していく。

③既存事業の徹底した検証、転換、組み換え

既存の事業について、必要性や具体的な成果、費用対効果等の視点から見直しを徹底するとともに、類似業務の相乗効果を図った見直し、国や福岡県との役割分担、民間や他事業での代替の可否、局室間の連携促進などの観点で、今一度歳入歳出両面から、事業の徹底した検証、転換、組み換えを積極的に推進していく。

こうした点を十分に踏まえながら、以下に掲げる事項に十分留意の上、予算の編成作業に取り組むこと。

(2)新ビジョンに沿った政策への重点化

新ビジョンで掲げた、「成長と幸福の好循環」を実現していくため、「稼げるまちの実現」、「彩りあるまちの実現」、「安らぐまちの実現」の3つの戦略に沿った施策へ重点化を図ること。

①「稼げるまち」の実現

北九州空港の最大活用、ものづくりや環境分野の技術を生かした未来産業の集積や、市内企業のGX・DXの推進、スタートアップの創出など、企業活動の進出や拡大を通じて、「稼げるまち」を実現

どの分野の施策であっても「稼げるまち」というキーワードを念頭に置き、これに貢献する観点から事業の提案を行うこと。

②「彩りあるまち」の実現

民間の投資や開発などを喚起し、魅力的な街並みや住環境、教育環境、文化芸術・スポーツに接する環境、観光などのコンテンツを充実させ、「彩りあるまち」を実現

③「安らぐまち」の実現

子育てや保健・医療・介護・福祉などの分野における質の高い市民サービスや都市基盤を適切に維持・充実することで、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、温かく支え合う「安らぐまち」を実現

(3)市政変革と予算編成の連動

新ビジョンに基づいた行財政運営を将来にわたって着実に進め、北九州市が直面する社会経済上の課題及び財政上の課題を克服していくためには、市政変革の取組を着実に推進し、次世代投資枠をしっかりと確保しながら「財政の模様替え」を進めていく必要がある。

そのためには、局区X方針や経営分析など市政変革の取組と予算編成を連動させていくことが重要であり、その一環として「局長マネジメント予算枠」を拡充する。

また、事業の提案にあたっては、中長期的な未来像を描き、その道筋の中で、持続可能性を念頭に、

- ①費用対効果、老朽化等の問題に対する「廃止の決断」
- ②地理的重複や類似したサービス・機能などの「選択と集中」
- ③施設の一体運営、オペレーション見直し、公民連携等による「高付加価値」などについて十分検討の上、令和7年度に必要な予算を要求すること。

【局長マネジメント予算枠を拡充】

①財政の模様替えの推進

局区X方針に基づく自律的なマネジメント機能の強化を図るために「局長マネジメント予算枠」を拡充する。具体的には、各局室に配分された予算枠（終了事業を除き、ゼロシーリング）の範囲内で、「新規・拡充事業の計上」と経営分析等に基づく「事業見直し」をセットで提案することを前提とし、財政の模様替えが明確な形となるように要求すること。

具体的には、配分額の10%を「財政の模様替え」の実施基準とし、10%に満たない場合は、不足分を配分額から削減する。（配分額が一定規模以下の局室を除く）

- 「財政の模様替え」にあたっては、「北九州市政変革推進プラン」に掲げる見直しの視点に留意するとともに、生み出した財源を用いて、若者や子ども等への投資等の「次世代投資」の推進を図ること。
- 「事業見直し」にあたっては、各局室長が公表した局区X方針や経営分析など、市政変革の取組として掲げたものの中で、すぐに着手できるものについては、予算要求に反映すること。

②区長要望、プラチナ市役所プロジェクト

区長要望やプラチナ市役所プロジェクトに係る提案については、所管局において十分な精査を行い、必要と判断される取組については、積極的に予算要求に反映させること。

なお、予算要求にあたっては、原則、「局長マネジメント予算枠」の範囲内で対応すること。また、重点戦略推進予算枠にも留意すること。

③各局・室の創意工夫による財源確保の取組の推進

「企業版ふるさと納税」、「ガバメントクラウドファンディング」、「ネーミングライツ」、「民間資金の活用」など、各局室の努力により、新たな財源確保を行った場合、その収入については、全額「局長マネジメント予算枠」の財源として計上できることとしたため、その積極的な活用を図ること。

(4)重点戦略推進予算枠の創設

新ビジョンに掲げた3つの重点戦略をより一層推進するため、「局長マネジメント予算枠」と別枠で「重点戦略推進予算枠」を創設する。

なお、この予算枠の各局室の要求額の上限は、別途通知する。

(5)投資的経費

公共事業については、他の政令指定都市が投資的経費の抑制に取り組む中、本市の投資的経費の水準は、他の政令市と比較して高い状況が続いたことから、市民一人あたりの市債残高は政令市で最も高くなっている。

こうした状況を踏まえ、「投資的経費の予算調整方針」を令和3年度に策定し、投資的経費の水準を620億円の範囲内（環境工場の建て替えなど別枠対象を除く。）で調整してきた。

令和7年度予算に向けて、現在、「北九州市政変革推進プラン」に基づき、「投資的経費のあり方」についての検討を行っているところであり、予算編成に合わせて新たな方針を策定することとしている。

そのため、令和7年度予算の要求額については、原則として、「投資的経費の将来推計の更新について（令和6年8月2日付北九財財財第446号）」にて各局室が提案した令和7年度の額とし、予算編成の過程で、新たな方針の下、全庁的に事業の優先度の見直しを行う。

なお、令和7年度予算の確定後に、内示増等により予算の増額が生じた場合は、原則として翌年度分の前倒しと整理するため、令和8年度当初予算編成時に要求枠から当該増額分の減額を行う。

(6)国の制度変更や経済対策への対応

国の地方財政計画における「地域のデジタル化の推進」や「防災・減災、国土強靱化等の課題への対応」など、地方財政措置の状況や、経済対策に伴う国の補正予算や国庫補助制度の変更などの動向に留意し、適切な対応を図ること。

上述の方針に従い、下記のとおり予算要求を行うこと。

記

1 歳入に関する事項

歳入については、物価高騰の影響を踏まえた経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に見積ることとし、特に次の諸点に留意すること。

(1)市税・地方譲与税・県税交付金

市税収入については、課税客体、課税標準の正確な把握など、適正な課税に

留意し、的確に見積もること。

(2) 地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

(3) 使用料、手数料その他の税外収入

受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他の地方公共団体の動向等を参考に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、当該使用料等の減免措置についても同様の取扱いとする。

(4) 国県支出金

国県支出金については、国における新年度予算や経済対策を行うための補正予算の編成状況を見極めたうえで、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

また、国の動向について留意し、積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、予算編成に反映させること。

さらに、国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合、市負担部分について地方財政措置がなされていない場合には、国に要望するなど、その解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めるよう働きかけを行うこと。

(5) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、令和7年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。

この場合には、償還時に地方財政措置がある市債の活用など、極力有利な資金の確保に努めること。特に、近年、国が制度拡充している防災基盤の整備事業等が対象となる「緊急防災・減災事業債」や、連携中枢都市圏構想の推進に資する施設の整備等が対象となる「地域活性化事業債」、省エネルギー改修の実施等が対象となる「脱炭素化推進事業債」等の積極的な活用を検討すること。

なお、市債の見積りについては、財政・変革局財政課（財政制度・企画係）と事前に十分協議すること。

(6) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。

また、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、ネーミングライツなどについても、積極的な活用を図ること。

なお、外郭団体等に対する出資金等の返還や特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

その他、各局室の創意工夫により、更なる歳入確保に取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出についても、物価高や人件費の上昇など予算の膨張圧力の影響を踏まえた上で、必要な経費を見積ること。

(1) 行政経費

物価高の影響等による市民ニーズの変化等を的確に把握するとともに、北九州市の成長に直結する政策や、市民が真に必要とする政策へと転換し、「財政の模様替え」を推進していく。

①重点戦略推進予算枠

新ビジョンに掲げた3つの重点戦略に関する取組をより一層推進するため、「局長マネジメント予算枠」と別枠で「重点戦略推進予算枠」を創設する。

なお、この予算枠の各局室の要求額の上限は、別途通知する。

②局長マネジメント予算枠(重点戦略経費、臨時等経費、経常的経費(その他)、内部管理費)

「局長マネジメント予算枠」の要求可能額(要求上限)は、別に示した配分額(前年度当初予算額(終了事業や経費区分の移動反映後))(一般財源ベース)とする。

また、「局長マネジメント予算枠」においては、積極的に事業の新規・拡充を図ることとし、その場合、経営分析等に基づく「事業見直し」とのセットでの要求を前提とし、財政の模様替えが明確な形となるように要求すること。

なお、局長マネジメント予算枠の中の各経費(「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「経常的経費(その他)」、「内部管理費」)の間での配分額の移動は可能とする。

③財政・変革局指定経費、義務的経費、その他一般経費(経常的経費(職員給、他会計繰出金、予備費))

「財政・変革局指定経費」、「義務的経費」、「その他一般経費(経常的経費(職員給、他会計繰出金、予備費))」については、事業費が過大にならないよう的確に見積りを行った上で、必要額を要求すること。

④その他一般経費(経常的経費(公共施設))

「その他一般経費(経常的経費(公共施設))」の要求可能額(要求上限)は、別に示した配分額(前年度当初予算額(終了事業や経費区分の移動反映後))(一般財源ベース)とする。

(2) 投資的経費

投資的経費は、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」等に基づく公共施設の総量抑制を図るとともに、公共施設等の老朽化対策や北九州市の成長につながる事業、防災対策などに重点化すること。

また、国の経済対策は、原則、財源措置がなされていることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応すること。

なお、編成にあたっては、地元企業への優先発注に取り組むとともに、資材価格高騰の中での事業の実現可能性等(民間事業者を含む。)を考慮しながら、DXの推進に向けた生産性向上の取組等も含めて検討すること。

① 全経費区分共通

要求額は、原則として、「投資的経費の将来推計の更新について(令和6年8月2日付北九財財第446号)」にて各局室が提案した令和7年度の額とする。

ただし、国の経済対策の活用など、本方針に基づいて令和6年度補正予算に前倒し計上した事業量については、令和7年度の上限額から控除する。

なお、公共施設の老朽化対策に要する経費については、個別の計画や「市有建築物老朽化対策に係る「危険度リスト」を踏まえた予算設計依頼及び予算要求について」(令和6年10月2日北九都整建支第100号)の通知に基づき、適切に対応すること。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまでも各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも各会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

(1) 経営健全化

特別会計・企業会計については、経費の徹底した削減や利用料金の適正化等に取り組み、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

(2) 料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮するとともに、その見積りを的確に行うこと。

(3) 経営の効率化

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、独立採算制が重視されるものである。

このため、一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計からの繰入れにできる限り頼らない、より効率的な経営に努めること。

また、企業会計については、公営企業の基本原則に則り、経営の効率化を推進し、一般会計繰入金の削減、市財政への貢献に資する経営に努めること。

なお、事業実施にあたっては、他の自治体との連携など、広域化によって経営効率の向上を図ることができないか検討すること。

(4) その他

一般会計からの繰入れの有無に関わらず、特別会計、企業会計においても、一般会計と同様に、各局室長が公表した各局・室×方針や経営分析など、市政変革の取組として掲げたものの中で、すぐに着手できるものについては、予算に反映すること。